

令和8年第8回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年8月7日（金）午後1時35分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所西庁舎4階 403会議室

3. 出席委員 （18人）

会 長	20番 谷 則男
委 員	1番 岡本 三枝子
	2番 中村 貴子
	3番 北澤 良祐
	4番 菊岡 祐一
	5番 奥村 郁雄
	6番 稲田 正文
	7番 田村 勝美
	8番 小出 正和
	9番 阪部 幸弘
	10番 森澤 明
	11番 太田 健市
	12番 中川 善宏
	13番 中村 安秀
	14番 奥 哲郎
	17番 畑中 恭伸
	18番 新井 泉次
	19番 木村 正樹

4. 欠席委員 （2人）

15番 森島 孝司
16番 吉田 真己

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第24号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 5 報告 第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 岡 正樹

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号15番森島委員、16番吉田委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和8年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、5番奥村委員、6番稲田委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第3、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号13番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号13番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市水主 ●● ●●、譲受人は京都市伏見区 ● ●●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。

	資料１に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●さんは、茶を中心に奈島地区で栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１３番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 続いて、受付番号１４番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１４番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●●、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●●●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は農地を適正に耕作および管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし）

事 務 局 会 長 担当委員 会 長	質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 1 4 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第 3 条第 2 項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号 1 5 番について事務局から説明をお願いします。 受付番号 1 5 番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市富野 ●● ●●です。 権利の種類は 3 条の有償移転です。 資料 3 に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。 報告いたします。譲受人は農地を適正に耕作および管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 1 5 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第 3 条第 2 項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第 4、議案第 2 4 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号 4 2 番から 4 5 番について事務局から説明をお願いします。
--	---

	受付番号４２番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号４３番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号４４番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号４５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 続いて、受付番号４６番について事務局から説明をお願いする前に、当該案件は私が法人の役員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第２４条第１項の規定による議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。 そのため、代わりに臨時議長をお願いしなければなりませんので、職代の●●委員に臨時議長をお願いいたします。 それでは●●委員、議長席に移動をお願いします。 (関係委員退席)
臨時議長	臨時議長をつとめさせていただく●●です。 議事進行にあたり皆様のご協力をお願いします。 関係委員の退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号４６番について説明します。

	本案件は平成２８年８月１日から令和８年７月３１日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は宇治市小倉町 ●● ●●です。 借り手は京都市下京区 ●●●●●●●●●●です。
臨時議長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	●●●●●●●●●●は、以前から当該地を適正に耕作・管理されており、適格性等について、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
臨時議長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号４６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。また、議事進行を会長に交代します。 (会長入室、進行交代)
会長	続いて、受付番号４７番と４８番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号４７番と４８番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号４７番について説明します。 本案件は令和３年９月１日から令和８年８月３１日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は京田辺市東 ●● ●●です。 受付番号４８番について説明します。 本案件は令和３年９月１日から令和８年８月３１日で設定された利用権設定の再設定

会 長	で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市奈島 ●● ●●です。 借り手はいずれも城陽市奈島 ●● ●●です。
事 務 局	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
会 長	借り手の●●さんは、本市の認定農業者として、以前から当該地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。 只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号４７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号４８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第５、報告第１６号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号３１番から３６番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３１番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市平川 ● ●●です。 受付番号３２番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市平川 ● ●●です。

	受付番号３３番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市平川 ● ●●です。 受付番号３４番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市平川 ● ●●です。 受付番号３５番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は茨城県鉾田市 ●● ●●です。 受付番号３６番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は兵庫県西宮市 ●● ●●です。 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	受付番号３５番については、かなり遠方の方ですが農地は耕作されておられますか。
事務局	届出の際に確認したところ、草は繁殖している状態であり除草の予定とのことで、管理困難であれば農地バンク登録制度については説明しています。 他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第５を終了します。
会長	以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第８回農業委員会定例総会を終了いたします。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員